

## 用語の説明

種類	種別	内容
■	街区公園	主に街区内に居住する者が利用することを目的とする公園で、一箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置します。市内で供用されている街区公園は、沓谷東公園、音羽公園などがあります。
	近隣公園	主に近隣に居住する者が利用することを目的とする公園で、一箇所あたり面積 2ha を標準として配置します。供用されている近隣公園は、大浜公園などがあります。
	地区公園	主に徒歩圏内に居住する者が利用することを目的とする公園で、一箇所あたり面積 4ha を標準として配置します。地区公園は、八幡山公園、城北公園などがあります。
■	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする公園で、一箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置します。供用されている総合公園には、駿府城公園、清見潟公園などがあります。
	運動公園	主に運動することを目的とする(陸上競技場やテニスコートが設置されている)公園で、一箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置します。運動公園は草薙総合運動公園、日本平運動公園の 2 箇所です。
■	特殊公園	自然景観を守ったり、史跡や名勝に親しむための特殊な公園で、その目的に則し配置します。
	風致公園	特殊公園のうちのひとつで、修景施設を中心に設計し、運動施設等の積極的利用を目的とした施設は原則として避けます。風致公園には、広野海浜公園、谷津山自然公園などがあります。
	歴史公園	特殊公園のうちのひとつで、文化財等の保護、活用を図り、必要な修景施設を配置した公園を指します。歴史公園には、登呂公園などがあります。

種類	種別	内容
總	都市緑地	都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、一箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置します。都市緑地には、安倍川緑地などがあります。
	緑道	災害時の避難路の確保や歩行者や自転車が安心して通行するために設けられた帯状の緑地です。幅員 10m～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター等を結ぶように配置します。緑道には、中田川緑道があります。
④ 他の語	都市計画公園	都市計画法第 11 条の「都市施設」として都市計画決定された公園・緑地をいいます。まちづくりの一環の中で「施設」としての必要性を考慮し計画されている公園・緑地を指します。都市計画公園は実際に整備されていなくても計画があれば「都市計画公園」と呼ばれます。
	都市公園	都市公園法に基づき、都市計画区域内に設置される都市計画公園または都市計画公園以外の公園緑地で、実際に利用されている公園のことを指します。市民生活の実情から生じるニーズ等に応じて整備される公園・緑地をいいます。
	都市計画区域	健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他関係法の適用を受け、一定の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域をいいます。
	みどりの基本計画	緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための方策を示した基本計画です。